

船舶事故調査報告書

令和7年5月28日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	乗揚
発生日時	令和6年3月10日 05時00分ごろ
発生場所	長崎県平戸市生月島長瀬鼻南岸 生月長瀬鼻灯台から真方位209°270m付近 (概位 北緯33°21.5′ 東経129°23.9′)
事故の概要	漁船第八海星は、北北西進中、干出浜に乗り揚げた。
事故調査の経過	令和6年3月12日、主管調査官（長崎事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	漁船 第八海星、4.9トン
船舶番号、船舶所有者等	NS3-507124（漁船登録番号）、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、一級小型・特殊・特定 作業員、二級小型
負傷者	軽傷 1人（船長）
損傷	球状船首及び船首部外板に圧壊
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 南南東、風力 2、視界 良好 海象：波高 約0.5m、波向 南南東、潮汐 上げ潮の初期 日出時刻：06時37分ごろ
事故の経過	<p>本船は、船長及び作業員（本船の船舶所有者）が乗り組み、ごち網漁の目的で、生月島西方沖の漁場に向け、平戸市新獅子漁港（獅子地区）の定係地から出航した。</p> <p>船長は、生月島南方沖において、操舵室右舷側の操縦席に腰を掛け、6海里（M）レンジでヘッドアップ表示としたレーダー及びGPSプロッターを作動させ、手動操舵で操船に当たり、ふだんと同じように生月長瀬鼻灯台の灯光を右舷船首方に見る針路とし、本船を約15ノットの対地速力で北北西進させた。</p> <p>船長は、数日前に大量の漁獲があったポイント（以下「本件ポイント」という。）に早く到着して操業したいと思っており、本件ポイントが空いているかどうか、GPSプロッターの表示を本件ポイント付近の拡大表示とし、レーダー画面を見て既に本件ポイント付近にいる複数の僚船の位置を確認することに意識を集中していたところ、いつしか舵が右に取られており、本船が僅かに右転しながら長瀬鼻南岸に向かって航行していることに気付かなかった。</p> <p>船長は、ふだんから生月島の至近を航行しており、同島の南西端の映像がレーダー画面の中央部付近に表示されていたが、6Mレンジとしたレーダーでは縮尺が大きく、同島にふだんよりも接近していることに気付かず、そのまま航行を続けていたところ、本船が長瀬鼻南岸</p>

	<p>の干出浜に乗り揚げた。</p> <p>作業員は、船尾甲板に座っていたところ衝撃を感じ、操舵室に向かったところ、操縦席に突っ伏した状態で顔面を打って意識が朦朧^{もうろう}としている船長を認めた。</p> <p>周囲を見渡して本船が乗り揚げていることが分かった作業員は、手を伸ばして機関を後進運転として本船を岩場から離し、本船の状況を確認した。</p> <p>作業員は、本船に浸水がなく、機関及び舵が正常に作動していたので、帰港することとし、船長を操縦席に腰掛けさせたまま操船に当たり、陸上にいる親族に連絡して救急車の手配を依頼した。</p> <p>船長は、定係地から救急車で平戸市内の病院に搬送され、鼻中隔骨折と診断された。</p> <p>海上保安庁は、消防署から通報を受けて本事故の発生を知った。</p>
分析	<p>本船は、生月島南方沖を北北西進中、船長が、レーダー画面を見て本件ポイント付近にいる複数の僚船の位置を確認することに意識を集中し、進路を確認していなかったことから、本船が僅かに右転しながら長瀬鼻南岸に向かって航行していることに気付かず、そのまま航行を続けて長瀬鼻南岸の干出浜に乗り揚げたものと考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、夜間、本船が、生月島南方沖を北北西進中、船長が、進路を確認していなかったため、本船が長瀬鼻に向かって航行していることに気付かず、長瀬鼻南岸の干出浜に乗り揚げたものと考えられる。</p>
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 小型船舶の船長は、航路標識等を進路の目標にして操船している場合は、他の作業に没頭せずに、同目標との位置関係を適切に確認すること。 ・ 小型船舶の船長は、操船中、操船以外のことに意識を集中することなく、GPSプロッター及びレーダー等の航海計器を適切に使用し、自船の位置を確認すること。

付図1 事故発生場所概略図

